

農地法第3条許可申請の添付書類一覧

(市農業委員会許可分／令和6年8月調整)

【提出部数】正本:1部(添付書類は原本)・副本:1部(添付書類はコピー可)

【受付日時】毎月5日締め(5日が休日の場合は翌開庁日)

【問合せ】豊明市農業委員会(農業政策課内／0562-92-8312)

共 通	必要に応じて提出する書類
許可申請書 ※2部とも押印(契印)必要	A (必要に応じて)住民票の写し ・国籍等を確認する場合に本籍地記載のもの (一度国籍が確認できた場合は提示で可) ・登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合等
1 (代理申請の場合)委任状	
2 (申請地の)位置図・通作経路図 ・都市計画基本図(1/2500)・最新の住宅地図等 ・申請地を朱書する ・自宅から申請地までの経路図を朱書する	ご 注 意
3 (申請地の)登記事項証明書 ・全部事項証明書に限る ・申請日の3ヶ月以内に発行のものに限る ・登記事項提供サービスのプリントアウト不可	・その他必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります ・農業委員会による現地確認の参考用として、現地に目印用の標識の設置をお願いする場合があります。
4 (申請地の)地番表示図(公図等) ・申請地を朱書する ・隣接地の現況地目を記入する ・正本もコピー可	
5 農家基本台帳 ・住所地の農業委員会にて発行	
6 営農計画書	
7 (全所有農地の)位置図 ・様式は問わないが、農業委員会による現地調査に支障のないこと	
8 (全所有農地の)地番表示図(公図等) ・所有農地を朱書する ・正本もコピー可	
9 高齢取得の理由書(譲受人が75歳以上の場合)	

※ 経営農地のない方及び、農業をはじめて1年未満の方は、農地法第3条許可申請の前に農業委員会から「新規就農者」として認定を受ける必要があります。

※ 利用権設定等により貸付地がある場合は、解約し自作地としていなければ許可できません。ただし用地買収等により減少した農地の代替地として取得する場合は解約する必要はありません。

※ 国籍を確認する為、住民票の写し(本籍地記載のもの)、在留カード又は在留資格認定証明書の写しの添付をお願いします。(一度確認できた場合は提示で可)